

告 示

埼玉県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和三年十二月十七日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 荒 木 裕 介

埼玉県監査委員 小久保 憲 一

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月 日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県民生活部	共助社会づくり課	令和3年10月8日 (第250号)	令和2年度アクティブシニアの社会参加支援事業補助金について、規則で定めている補助事業者からの変更交付申請書の徴取及び変更交付決定通知書の交付を行わないまま、支出負担行為の変更を行ったことは不適切であった。	再発防止のため、補助金業務を中心に主幹級以下の職員に対して出納員が財務に関する研修を実施し、特に予算の流れとの関連について周知徹底を図った。また、自己検査チェックリストに項目を追加して活用し、複数の目で確認することによりミスの防止に努める。
危機管理防災部	危機管理課	令和3年10月8日 (第250号)	令和2年度に締結した「令和2年度埼玉県震災対策行動計画策定調査業務委託」について、執行伺を作成していなかったことは不適切であった。	再発防止のため、所属内の全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 契約進行管理チェックシートを活用し、グループリーダーが手続の漏れや事務の進捗の確認を行うよう改めて徹底した。 2 また、契約事務を担当したことがない職員も遺漏なく財務規則に沿った手続を行えるよう、チェックシートを担当内で共有し、複数の目でチェックすることとした。 3 書面による財務研修（全員参加）を実施し、財務に関する知識の向上を図ることとした。

農林部	森づくり課	令和3年10月8日 (第250号)	債権管理簿の記載について、過去の監査や会計実地検査において、記載漏れ等について指導されていたにもかかわらず、是正されずに金額の誤りや記載漏れが複数見られたことは、管理体制として不適切であった。	<p>監査から注意を受けた内容を各管理職・各グループリーダーに対し課内会議で認識させるとともに、全職員にも周知した。また債権管理簿の記帳整理をより正確に徹底するため以下のとおり改善することとした。</p> <p>なお、債権管理簿の金額の誤りと記載漏れについては関係書類を突合し、7月末日までに記帳整理した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 債権管理簿の記載方法が担当ごとにばらばらであったため、課内の取扱いを統一し、記入要領を作成した。 2 債権管理簿への記帳整理は原則、調定時に実施することとした。 3 実施している財務事務の自己検査時に担当ラインだけでなく総務担当や所属長もチェックし複数で確認を徹底することとした。
会計管理者	出納総務課	令和3年10月8日 (第250号)	県収入証紙の紛失について、埼玉県財務規則第215条の規定に基づく事故報告を行わなかったのは不適切であった。	<p>速やかに事故報告書を作成、提出するとともに、再発防止のため、証紙出納簿と証紙在庫枚数に差異が生じた際の事務手続についてフロー図を作成し、証紙事務担当者マニュアルに追加し、今後事故が発生した際に事務手続に漏れが発生しないよう担当内に周知した。</p> <p>併せて、証紙の取扱手順を見直し、必要な紛失防止措置をとることについてもマニュアルに明記し、周知した。</p>
会計管理者	出納総務課	令和3年10月8日 (第250号)	令和2年度に締結した「令和2年度公用車安全運転実技研修」について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったのは不適切であった。	<p>再発防止に向けて、監査結果を全職員に周知するとともに、以下の取組を実施した。</p> <p>財務に関するチェックシート（契約編）を活用し、契約時に必要な書類の徴取漏れがないように複数人によるチェックを徹底することとした。</p>

教育委員会	保健体育課	令和3年10月8日 (第250号)	令和2年度に締結した「埼玉県学校安全総合支援事業委託」について、執行伺を作成していなかったことは不適切であった。	<p>再発防止のため、所属内の全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 課の出納員による全職員を対象とした財務研修を実施することとした。 2 執行伺の作成漏れを防ぐため、支出負担行為決議書の決裁時に必ず執行伺の起案書を添付させ、執行伺が作成済であることを確認することとした。 3 自己検査のチェック項目に「執行伺の作成は漏れていないか」の確認欄を追加し、複数職員によるチェックを徹底することとした。
教育委員会	教職員採用課	令和3年10月8日 (第250号)	令和2年度に締結した「令和3年度埼玉県公立学校教員採用選考試験等適性検査採点処理業務委託単価契約」について、契約内容に個人情報の取扱いが含まれるにもかかわらず、「個人情報の取扱いに関する誓約書」に係る事項について定めておらず、当該誓約書の写しを受注者に提出させていなかったことは不適切であった。	<p>再発防止のため、所属内の全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 課の出納員による全職員を対象とした財務研修を実施することとした。 2 個人情報の取扱いが含まれる他の契約について、「個人情報の取扱いに関する誓約書」に係る事項を定め、誓約書の写しの提出を受けているか再度確認をした。 3 契約書及び仕様書に基づいて受注者に提出を求める書類とその提出期限を記した一覧表を受注者に示すこととした。 <p>また、「提出書類チェックリスト」を作成し、必要書類の提出漏れを防止することとした。</p>